

契 約 書 (案)

委託者愛知県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）
とは、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、乙に対して、次に掲げる一時保護先検索システム開発業務（以下、「委託業務」という。）を委託し、乙はこれを受託するものとする。

(1) 委託業務名

一時保護先検索システム開発業務

(2) 委託業務の内容

別紙「一時保護先検索システム開発業務仕様書」のとおり。

（委託料）

第2条 委託料は、次のとおりとする。

契約金額 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（契約期間）

第3条 契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 愛知県財務規則第129条の3第3号により全額免除とする。

（権利義務譲渡の禁止）

第5条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第64条に基づき、収支等命令者が会計管理者又は出納員に対して支出の命令を発した時点で生ずるものとする。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りではない。

2 乙は、前項のただし書きの承諾を得た場合においても、当該第三者が委託業務の全部を一括して他の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

3 乙は、第1項のただし書きの承諾を得て、本委託業務の一部を他の第三者に再委託する場合、再委託先の行為について全責任を負うとともに、当該再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

（委託業務の変更等）

第7条 甲は、必要があるときは、委託業務内容を変更し、又は委託業務の処理を一時中止若しくは打ち切ることができる。この場合、契約期間又は契約代金を変更する必要があるとき

は、甲、乙協議して書面により定める。

(事故等の措置)

第8条 乙は、データ、成果物その他委託業務に関わる一切の資料について、紛失等の事故が発生した場合、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(作業の進捗状況の報告等)

第9条 甲は、必要にあるときは、乙に対して委託業務の進捗状況について、甲が求める時期、内容で、書面による資料を求めることができる。

(甲による監査)

第10条 甲は、個人情報の取扱方法、その他委託業務の履行に関し必要な調査を行うため、定期的又は随時監査を行うことができるものとする。

2 乙は、前項の監査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。

(甲の契約解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) この契約の条項に違反したとき。
- (2) 契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があったとき。
- (3) 甲の行う物件の検査等に際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (4) 期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。
- (5) 契約解除の申立てをしたとき。
- (6) 所定の日時までに契約保証金を納付しないとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前項の規定により契約が解除された場合。ただし、前項第2号又は第4号に掲げる事項が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (2) 乙がその契約の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合

(完了検査及び報告)

第12条 乙は、委託業務を完了したときは、遅延なく甲に対して業務完了報告書と成果物を添えて提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書を受領したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果、この契約を相違し、又は不完全な部分がある場合は、甲の指定する期間内に補正しなければならない。この場合、補正に要する

費用は乙の負担とする。

- 4 乙は、前項の補正をしたときは、直ちに甲に終了届けを提出しなければならない。この場合における再検査については、第2項の規定を準用する。

(検査結果の通知及び引渡し)

第13条 甲は、前条の検査の結果、その内容がこの契約の目的を達成していると認められたときは、乙に対して検査の合格通知をするものとし、合格をもって甲に成果物が引き渡されるものとする。

(委託料の支払い)

第14条 乙は、前条の合格通知を受領したとき、甲にこの契約に係る支払代金の請求書を提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内にその代金を支払うものとする。

- 3 甲が、前項の規定による支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づいて、年2.5パーセントの割合で算出した遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約不適合責任)

第15条 甲は、成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)があるときは、乙に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求(以下「追完請求」という。)に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

- 3 甲が契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引き渡した時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(履行遅延の損害金)

第16条 乙は、物件納入を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額(1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。)に対し、年2.5パーセントの割合で算出した額とする。

- 3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

(秘密の保持等)

第17条 乙及び第6条第1項ただし書の規定により承諾を得た第三者は、この契約の履行に際し知り得た個人情報その他の事項を他に漏らしてはならず、また、

データ、成果物その他委託業務に関する資料を業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者への提供をしてはならない。

2 甲は、乙及び第6条第1項ただし書の規定により承諾を得た第三者が、前項の規定に違反して秘密を漏らして受けた損害については、乙にその賠償を求めることができる。

3 前各項の規定は、この契約が終了又は解除された後においても有効とする。
(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約による委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱事務委託基準」を守らなければならない。

(損害の賠償)

第19条 乙は、乙の業務の従事者が故意又は過失により、甲に有形、無形の損害をあたえたときは、その損害を賠償するものとする。ただし、甲が止むを得ないと認めた場合は、この限りではない。なお、賠償の上限金額は乙に故意または重大な過失があった場合を除き、契約金額とする。

(雑規則)

第20条 この契約書及び愛知県財務規則に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 委託者 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事 大村 秀章

乙 受託者